

◎会社法の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（社外取締役の設置義務等） 第三百二十七条の二 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大 会社であるものに限る。）であつて金融商品取引法第二十四条第一 項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣 総理大臣に提出しなければならないもの（第三項において「特定監 査役会設置会社」という。）のうち、次の各号に掲げるもの（次項 及び第三項並びに第九百十一条第三項第十九号の二において「特定 社外取締役設置会社」という。）には、当該各号に定める数の社外 取締役を置かなければならない。</p> <p>一 取締役の数が十人以上であるもの 二人以上</p> <p>二 取締役の数が五人以上九人以下であるもの 一人以上</p> <p>2 特定社外取締役設置会社以外の監査役会設置会社が金融商品取 引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有 価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならなくなったこ とにより特定社外取締役設置会社となった場合においては、当該監 査役会設置会社については、特定社外取締役設置会社となった日以 後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時まで は、前項の規定は、適用しない。</p> | <p>（社外取締役を置いていない場合の理由の開示） 第三百二十七条の二 〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> |

3| 事業年度の末日において特定監査役会設置会社が社外取締役を置いていない場合（特定社外取締役設置会社にあつては、前項の規定により第一項の規定が適用されない場合に限る。）には、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならない。

（取締役の資格等）

第三百三十一条 〔略〕

256 〔略〕

7| 監査等委員会設置会社のうち、公開会社であり、かつ、大会社であつて、金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもので、取締役の数が十人以上であるもの（次項において「特定監査等委員会設置会社」という。）における前項の規定の適用については、同項中「三人」とあるのは、「四人」とする。

8| 第三百二十七条の二第二項の規定は、特定監査等委員会設置会社以外の監査等委員会設置会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないことにより特定監査等委員会設置会社となつた場合について準用する。この場合において、第三百二十七条の二第二項中「前項」とあるのは、「第三百三十一

事業年度の末日において監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であつて金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが社外取締役を置いていない場合には、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならない。

（取締役の資格等）

第三百三十一条 〔略〕

256 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

条第七項」と読み替えるものとする。

(株式会社の設立の登記)

第九百十一条 [略]

2 [略]

3 第一項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。
ない。

一 十九 [略]

十九の二 特定社外取締役設置会社であるとき(第三百二十七条の

二 第二項の規定により同条第一項の規定が適用されない場合を除く。)は、その旨及び取締役のうち社外取締役であるものについて社外取締役である旨

二十 二十九 [略]

(過料に処すべき行為)

第九百七十六条 発起人、設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、執行役、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、清算人代理、持分会社の業務を執行する社員、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役、監査役、執行役、清算人若しくは持分会社の業務を執行する社員の職務を代行する者、第九百六十条第一項第五号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行

(株式会社の設立の登記)

第九百十一条 [略]

2 [略]

3 第一項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。
ない。

一 十九 [略]

[新設]

二十 二十九 [略]

(過料に処すべき行為)

第九百七十六条 発起人、設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、執行役、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、清算人代理、持分会社の業務を執行する社員、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役、監査役、執行役、清算人若しくは持分会社の業務を執行する社員の職務を代行する者、第九百六十条第一項第五号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行

うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第九百六十七条第一項第三号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者、検査役、監督委員、調査委員、株主名簿管理人、社債原簿管理人、社債管理者、事務を承継する社債管理者、代表社債権者、決議執行者、外国会社の日本における代表者又は支配人は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇十九 〔略〕

十九の二 第三百三十一条第六項(同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に違反して、社外取締役を監査等委員である取締役の過半数に選任しなかったとき。

二〇三三十五 〔略〕

うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第九百六十七条第一項第三号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者、検査役、監督委員、調査委員、株主名簿管理人、社債原簿管理人、社債管理者、事務を承継する社債管理者、代表社債権者、決議執行者、外国会社の日本における代表者又は支配人は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇十九 〔略〕

十九の二 第三百三十一条第六項の規定に違反して、社外取締役を監査等委員である取締役の過半数に選任しなかったとき。

二〇三三十五 〔略〕

○会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）（抄）（附則第四条関係）（傍線部分は改正部分）

| | |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">改 正 案</p> | <p style="text-align: center;">現 行</p> |
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">〔削る〕</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">〔検討〕</p> <p>第二十五条 政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとする。</p> |